

変更前	変更後	備考								
<p>(原子炉格納容器貫通部(3号炉) -モード5および6-)</p> <p>第82条の2 3号炉について、モード5および6において、原子炉格納容器貫通部は、表82の2-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器貫通部が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉格納容器内での燃料装荷および取出作業前に、原子炉格納容器貫通部の状態を確認する。</p> <p>3 当直長は、原子炉格納容器貫通部が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表82の2-2の措置を講じる。</p> <p>表82の2-1</p> <table border="1" data-bbox="172 640 1359 892"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器貫通部</td> <td>(1)機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2)各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3)その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2。隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に以下のいずれかを満足している場合に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>ア 1次冷却材ポンプ停止中で余熱除去系による冷却時において、加圧器安全弁が動作可能であることおよび加圧器水位が10%から<u>30%</u>の範囲内にある場合</p> <p>イ 原子炉キャビティ水位がEL 31.7m以上である場合</p> <p>※2：閉止可能であることとは、閉止状態であることを含む。</p> <p>※3：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に開放することが許容される。また、原子炉格納容器内で燃料移動を行っている場合において、燃料移送管については隔離弁により閉止可能であることを条件に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器貫通部	(1)機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2)各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3)その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2。隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3	<p>(原子炉格納容器貫通部(3号炉) -モード5および6-)</p> <p>第82条の2 3号炉について、モード5および6において、原子炉格納容器貫通部は、表82の2-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器貫通部が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉格納容器内での燃料装荷および取出作業前に、原子炉格納容器貫通部の状態を確認する。</p> <p>3 当直長は、原子炉格納容器貫通部が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表82の2-2の措置を講じる。</p> <p>表82の2-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 640 2591 892"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器貫通部</td> <td>(1)機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2)各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3)その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2。隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に以下のいずれかを満足している場合に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>ア 1次冷却材ポンプ停止中で余熱除去系による冷却時において、加圧器安全弁が動作可能であることおよび加圧器水位が10%から<u>50%</u>の範囲内にある場合</p> <p>イ 原子炉キャビティ水位がEL 31.7m以上である場合</p> <p>ウ <u>1次冷却系の水位が原子炉容器フランジ面-30cm以上である場合であって、以下のいずれかを満足している場合</u></p> <p>(7) <u>燃料取出前の原子炉容器のふたを開放してから原子炉キャビティ水張り完了までの期間において、炉心崩壊熱が2MWt未満と評価できる場合</u></p> <p>(4) <u>燃料装荷後の原子炉キャビティ水抜き開始から1次冷却系水張り開始までの期間において、炉心崩壊熱が2MWt未満と評価できる場合</u></p> <p>※2：閉止可能であることとは、閉止状態であることを含む。</p> <p>※3：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に開放することが許容される。また、原子炉格納容器内で燃料移動を行っている場合において、燃料移送管については隔離弁により閉止可能であることを条件に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器貫通部	(1)機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2)各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3)その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2。隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3	<p>機器ハッチの開放を許容する条件を追加</p>
項目	運転上の制限									
原子炉格納容器貫通部	(1)機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2)各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3)その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2。隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3									
項目	運転上の制限									
原子炉格納容器貫通部	(1)機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2)各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3)その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2。隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3									